

## 1. 付加価値税

### ❖ 非商用品に対する付加価値税

2020年11月10日付、ハノイ市税務総局発行のオフィシャルレター・第97742/CT-TTHT号によると、非商用品に対する付加価値税については以下ようになります。

会社は付加価値税が課税される商品、サービスで生産、事業の活動の為、非商用形式として商品の輸入活動がある場合、通達・第219/2013/TT-BTC号の第14条の規定に従って、輸入時に納税した仕入れ付加価値税が控除されるケースに属します。（2014年8月25日の通達・第119/2014/TT-BTC号に補足、および2015年2月27日の財務省の通達・第26/2015/TT-BTC号に修正、補足された）

### ❖ 外国のパートナーの顧客に提供するサービスの付加価値税率

2020年11月2日付、ハノイ市税務総局発行のオフィシャルレター・第95844/CT-TTHT号によると、外国のパートナーの顧客に提供するサービスの付加価値税率については以下ようになります。

ベトナム国内企業、輸出加工企業である外国のパートナーの顧客に機械、設備の設置、修理、保守のサービスを提供する契約を海外における組織と締結する場合、付加価値税率は以下の原則で確定されます。

- 非課税地区における個人、組織に直接提供し、非課税地区で消費する場合、通達・第130/2016/TT-BTC号の第1条第2項に規定するケースに属さず、通達・第219/2013/TT-BTC号の第9条第2項を満たす場合、輸出サービスと見なされ、0%の付加価値税率が適用されます。非課税地区とは通達・第219/2014/TT-BTC号の第4条第20項に従って確定されます。
- ベトナムにおける個人・組織にサービスを直接に提供し、ベトナムで消費する場合、通達・第219/2013/TT-BTC号の第11条に

従い 10%の付加価値税率の適用対象となります。

## 2. 個人所得税

### ❖ 資本投資からの所得に対する個人所得税

2020年11月2日付、ハノイ市税務総局発行のオフィシャルレター・第95846/CT-TTHT号によると、資本投資からの所得に対する個人所得税については以下ようになります。

ベトナム人が海外で資本投資からの所得が発生する場合、個人所得税法に従って、非居住者であれば、資本投資からの所得に対する個人所得税をベトナムで納税する必要はなく、居住者であれば、通達・第119/2013/TT-BTC号の第2条第3項に従って、個人所得税の課税所得に計算しなければなりません。

居住者であるか否かの確定は、財務省の通達・第111/2013/TT-BTC号第1条1項の規定に従って実施されます。

財務省の通達・第111/2013/TT-BTC号第10条には、居住者に対する税率が規定されており、全体税率表に従って5%が適用されています。

### ❖ 払込資本金の譲渡からの個人所得税

2020年11月3日付、ハノイ市税務総局発行のオフィシャルレター・第96163/CT-TTHT号によると、払込資本金の譲渡からの個人所得税については以下ようになります。

会社の成員（居住者である個人）が会社内で払込資本金を譲渡する場合、資本金を譲渡する個人が通達・第156/2013/TT-BTC号の第16条第4項にある案内に従って、個人所得税の申告を執行します（所得が発生するか否かは区別しない）。

会社は資本譲渡した個人が税務義務を完了した証明書類がなく、出資者委員政策の変更手続きを執行する場合、会社が個人の代わりに税務を申告し、納税する責任を負います。

払込資本金の譲渡からの所得に対する個人所得税率は全体税率表の20%で適用されます。

### 3. 法人税

#### ❖ 法人税の申告

2020年11月2日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第95835/CT-TTHT号によると、法人税の申告については以下ようになります。

独立計上する支社がある会社の場合、その支社は直轄する税務機関に支社で発生した企業所得税に対する申告書を提出します。直属のユニットがある会社で、その直属ユニット分も本社が計上する場合、この直属ユニットは法人税の申告書を提出しません；法人税の申告をする時、会社は本社で発生した法人税だけでなく直属ユニットで発生した分も集約して申告する責任があります。

会社の支社が、本社で集約して申告するために、計上方法を独立計上から本社の付属計上に変更する場合、付属計上に変更する独立計上の支社は、通達・第95/2016/TT-BTC号の第6, 7, 8条に従って税務機関に新しい税コードを発給されるように、税務を再登録しなければなりません。変更の決定が下りた後、新しい税コードに変更する前に支社は通達・第95/2016/TT-BTC号の第16, 17条に従って、税務機関で税コードの効力の廃止の手続きを行わなければなりません。

#### ❖ 火災により損失した商品の費用

2020年11月6日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第96967/CT-TTHT号によると、火災により損失した商品の費用については、以下ようになります。

会社は火災で損失した商品があり、これらの商品の保険を購入している場合で保険会社もしくはその他の個人、組織によって賠償された価値を差し引いた火災で損失した商品の価値に関する費用につき、通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条に従う書類、領収書、証憑についての条件を満たす場合、法人税を確定する際に損金算入することができます。

生産、事業のための商品、サービスが火災により損失したが賠償されない場合、それらの仕入

れ付加価値税は、通達・219/2013/TT-BTC号の第14条第1項及び通達・第26/2015/TT-BTC号の第1条第10項の規定に従った条件を満たす場合、その仕入れ付加価値税は控除されます。

#### ❖ 税務管理法のいくつかの規定に関する2020年12月5日以降発効になる2020年10月19日付の政令・第126/2020/ND-CP号

第8条第6項には「仮納税をした課税年度の年始の3四半期の法人税総額は年末確定申告において法人税納付額の75%より低くはいけません。納税者が仮納税をする必要がある税額と比較した過小納税をした場合、第3四半期の法人税の仮納税の期限の最終日の翌日から国家予算に未納税額を納税した日までの過小納税に対しての延滞税を納税しなければなりません。」

第21条には、納税義務が未完了である際に以下のようなケースにつき出国停止が規定されています。

- 個人、その個人が納税者であり、税務管理に関する納税義務が未完了で行政決定強制執行の下に置かれている企業の法における代表者
- 納税義務が未完了である海外で定住するために出国するベトナム人
- 出国時に納税義務が未完了である海外に定住するベトナム人
- 出国時に納税義務が未完了である外国人

### 4. 企業法

#### ❖ 2020年の新企業法

2020年6月17日付、2014年企業法に替わる企業法・第59/2020/QH14号が国会を通過しました。その内、2020年企業法は以下のようないくつかの特記すべき新規規定があります。

- 企業は社印を使用する前に事業登記機関に社印サンプルの通知をする必要はありません。企業は社印の形式、内容及び方式を自由に選択することになります。留意すべきは、企業は電子取引についての法律の規定に従って、デジタル署名形式で社印を使用することができます。
- 企業の管理者の変更に関する報告の規定を廃止します。

- 成員 2 名以上からなる有限会社で 11 名以上いる会社は監察委員会を設立しなければならないという規定を廃止します。代わりに企業は監察委員会を設立するかどうか自己で決定することになります。
- 株主の権利に関する規定を通して株式会社における各少数株主、もしくは通常株の総数の 5% から（2014 年企業法の 10% から替わる）もしくは会社の定款での規定に従って、その他の比率より低い率で株を所有する株主グループを保護します。
- 法的代表者が 1 名より多くいる場合、法的代表者の権利、義務をより詳細に規定します：有限会社及び株式会社に法的代表者が 1 名より多くおり、企業の定款にそれぞれの法的代表者の権限、義務の分担がまだ明らかに規定されていない場合、いずれの法的代表者も一様に第三者に対して企業の

代表権の全権を持ち、法的代表者の全員は、民事に関する規定及びその他の関連法律規定に従って、発生した損害に対する連帯責任を負います。

- 2014 年企業法のような規定がない代わりに個人が所有する成員一名の有限会社に対して、会社所有者は会社社長であることを具体的に規定します。
- 外国の投資家の配当の受け取り及び株式、払込資本金の売買、譲渡はベトナムの銀行で開設したその投資家の資本口座を通じて行わなければならない規定を廃止します。その代わりに“外貨についての法律に従う口座を通じて”行うことができます。

2020 年の企業法は **2021 年 1 月 1 日**より発効になります。

**お問い合わせ：**

**KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED**

ホーチミン市第1区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、7階、704室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

[tran.mai.tuong.vy@kmc.vn](mailto:tran.mai.tuong.vy@kmc.vn)

Nguyen Van Mui

[nguyen.van.mui@kmc.vn](mailto:nguyen.van.mui@kmc.vn)

(日本語)

Le Quoc Duy

[le.quoc.duy@kmc.vn](mailto:le.quoc.duy@kmc.vn)

Nguyen Thi Thao Uyen

[nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn](mailto:nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn)

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。  
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。